

民生委員・児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱

(平成25年3月13日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）が、日常生活に援助を必要とする地域住民（以下「地域住民」という。）の日常生活を見守ることにより、地域住民が安全で安心して暮らすことができる社会を実現するため、地域住民の情報（以下「個人情報」という。）を民生委員に対して提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

(提供する個人情報)

第2条 民生委員に提供する個人情報は、当該民生委員が担当する地域に居住する次に掲げる世帯の構成員に関するものとする。

- (1) 75歳以上の者のみの世帯
- (2) 生活保護受給世帯

2 前項の規定により提供する個人情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日及び年齢
- (4) 性別
- (5) その他市長が特に必要と認める事項

(提供方法)

第3条 前条第1項第1号に該当する者に関する個人情報は、毎年4月1日を基準日とし、その年の6月1日から7月31日までの期間に個人情報を閲覧させることにより提供するものとする。

2 前条第1項第2号の対象者の個人情報は、毎月福祉連絡表を閲覧させることにより提供するものとする。

(閲覧の申込み等)

第4条 第2条の個人情報の閲覧をする場合には、様式第1号の名簿閲覧申込書により申込むものとする。

2 市長は閲覧の申込みがあった場合は、様式第2号により閲覧を承諾するものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 民生委員は、提供を受けた個人情報を、その職務以外の目的に利用し、第三者へ提供してはならない。

(遵守事項)

第6条 個人情報の提供を受けた民生委員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報の提供により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(2) 個人情報を漏えいし、紛失しないよう厳重な管理に努め、必要がなくなった個人情報は適切な方法により処分しなければならない。

(3) 個人情報を紛失した場合は、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、民生委員に対する研修会等を実施することにより、提供した個人情報が適切に取扱われるよう努めなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

様式第1号（第4条関係）

名簿閲覧申込書

年 月 日

桶川市長

民生委員

住 所

氏 名

㊞

担当地区

民生委員活動に必要なため、下記のとおり担当地区の名簿の閲覧をお願いします。

記

- 1 対象名簿 生活保護世帯
 高齢者世帯
- 2 使用目的 民生委員の見守り活動のため
- 3 閲覧期間 年 月 日 から
(委嘱期間) 年 月 日 まで

※ なお、閲覧した名簿は上記目的以外には使用しないことを申し添えます。

様式第2号（第4条関係）

名 簿 閲 覧 承 諾 書

年 月 日

様

桶川市長



先に申込のありました名簿の閲覧について承諾します。

なお、閲覧した名簿については、民生委員・児童委員に対する個人情報の提供に関する要綱第5条及び第6条を遵守し、取扱いには十分注意されるようお願い申し上げます。